

改正案	現行
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第十項第三号十四（十八）（略）</p> <p>（業務の適正を確保するための体制）</p> <p>第二十三条 法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、当該金庫における次に掲げる体制とする。</p> <p>一 当該金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 当該金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 当該金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>四 当該金庫の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第九項第三号十四（十八）（略）</p> <p>（業務の適正を確保するための体制）</p> <p>第二十三条 法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>

五| 次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集
団における業務の適正を確保するための体制

(新設)

イ| 当該金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員
、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これ
らの者に相当する者(八及び二において「取締役等」という。
)の職務の執行に係る事項の当該金庫への報告に関する体制

ロ| 当該金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他
の体制

ハ| 当該金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行わ
れることを確保するための体制

ニ| 当該金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法
令及び定款に適合することを確保するための体制

六| 当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求め
た場合における当該職員に関する事項

七| 前号の職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項

八| 当該金庫の監事の第六号の職員に対する指示の実効性の確保に
関する事項

九| 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ| 当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするため
の体制

七| 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報
告に関する体制

ロ| 当該金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、
業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行
うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれら

<p>の者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告するための体制</p> <p>十 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>十一 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>十二 その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(削る)</p> <p>(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(計算書類等の会員への提供)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>九 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(計算書類等の会員への提供)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第四十六条において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6（略）

7 第四項の規定は、提供計算書類に示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものはない。

（報酬等の額の算定方法）

第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第四十六条において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5・6（略）

（新設）

（報酬等の額の算定方法）

第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(i) 理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該金庫の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(3) (1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人

二

(削る)

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事（会員外理事（法第三十九条第四項第二号に規定する会員外理事をいう。(3)において同じ。)を除く。) 四

(3) 会員外理事、監事又は会計監査人 二

2 | 法第三十九条第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する理事は、次に掲げるものとする。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

三 当該金庫の業務を執行した前二号以外の理事

3 | 法第三十九条第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する取締役は、次に掲げるものとする。

一 代表取締役

(削る)

2 | (略)

(役員等の責任を追及する訴えの提起の請求方法)

第三十九条 (略)

(役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条

第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員等の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(総会参考書類の記載の特則)

第四十六条 総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く

。)に係る情報を、当該総会に係る招集通知を發出する時から当該総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第二条第一項

4 | (略)

二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて金庫の子法人等の業務を執行する取締役として選定されたもの
三 当該子法人等の業務を執行した前二号以外の取締役

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第三十九条 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条

第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員等の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 役員等に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

(総会参考書類の記載の特則)

第四十六条 総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く

。)に係る情報を、当該総会に係る招集通知を發出する時から当該総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第二条第一項

第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二（略）

三 総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）

（につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2（略）

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（吸収合併消滅金庫の事前開示事項）

第八十一条 法第六十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務（法第六十一条の二第五項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六（略）

第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二（略）

三 総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

（につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2（略）

（新設）

（吸収合併消滅金庫の事前開示事項）

第八十一条 法第六十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務（法第六十一条の二第四項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六（略）

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第八十二条 法第六十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の三第七項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
六 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第八十三条 法第六十一条の三第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅金庫における次に掲げる事項

イ 法第六十一条の二第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十一条の二第五項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における次に掲げる事項

イ 法第六十一条の三第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十一条の三第七項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

定による手続の経過

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第八十二条 法第六十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の三第六項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
六 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第八十三条 法第六十一条の三第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅金庫における法第六十一条の二第四項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

用する法第五十二条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における法第六十一条の三第六項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

用する法第五十二条の規定による手続の経過

四丁六（略）

（新設合併設立金庫の事後開示事項）

第八十五条 法第六十一条の五第六項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第六十一条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第六十一条の四第五項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

四（略）

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2（略）

（合併の認可の申請等）

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四（略）

五 法第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項又は第六十一条の四第五項において準用する法第五十二条第二項の規定による

公告及び催告（法第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項

又は第六十一条の四第五項において準用する法第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定に

四丁六（略）

（新設合併設立金庫の事後開示事項）

第八十五条 法第六十一条の五第六項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

（新設）

二 法第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2（略）

（合併の認可の申請等）

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四（略）

五 法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条第二項の規定による

公告及び催告（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項

又は第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定に

よる定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六(十二) (略)

2 (略)

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第八十七条 法第六十三条において準用する法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一(三) (略)

四 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 (略)

六 監事の第四号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (略)

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

よる定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六(十二) (略)

2 (略)

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第八十七条 法第六十三条において準用する法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一(三) (略)

四 監事が職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 (略)

六 (略) (新設)

(新設)

(新設)

十 (略)

(清算金庫の総会の議事録)

第九十条 法第六十三条において準用する法第四十八条の七第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 法第六十四条において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四・六 (略)

(清算金庫の監査報告)

第九十五条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 (略)

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清

七 (略)

(清算金庫の総会の議事録)

第九十条 法第六十三条において準用する法第四十八条の七第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 法第六十四条において準用する会社法第三百八十四条により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四・六 (略)

(清算金庫の監査報告)

第九十五条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 (略)

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清

<p>算金庫の財産の状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三丁六 (略)</p> <p>3)5 (略)</p> <p>6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 <u>全ての監事</u></p> <p>(金庫の清算人の責任を追及する訴えの提起の請求方法)</p> <p>第九十八条 (略)</p> <p>(金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、<u>金庫</u>の清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由</p>	<p>算金庫の財産の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三丁六 (略)</p> <p>3)5 (略)</p> <p>6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 <u>すべての監事</u></p> <p>(責任追及の訴えの提起の請求方法)</p> <p>第九十八条 (略)</p> <p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 清算人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、<u>清算人</u>の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</p>